

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	V V V F インバータ装置等定期点検業務	H30. 04. 20	三菱電機プラントエンジニアリング (株) 東日本本部北海道支社	1, 782, 000	本件は、本市の仕様に基づき三菱電機（株）が設計・製造したVVVFインバータ装置の定期点検を行う業務の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づき製造メーカーが設計・制作したものであり、本業務の履行にあたって、機器の動作確認など、メーカーが推奨する適正な点検を行うには、機器の整備等に関するメーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者がメーカー製品のメンテナンス業務を事業としているメーカーグループ会社１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課（電車事業所）
業務委託	自動出改札装置ユニット修理	H30. 04. 20	日本信号（株）北海道支店	1, 749, 600	本件は、日本信号（株）が製造した自動出改札装置のユニット修理業務の委託である。 本業務の履行にあたって、修理後メーカーが推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は本市独自の仕様により、メーカーが開発したものであり、汎用品ではないことから、メーカーのみが保有する技術及び知識が必要であり履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	輸送管理システム再構築に係る工程管理業務	H30. 04. 27	(株) アフォーダンス	8, 577, 443	本件は、平成30～31年度にかけて行う「輸送管理システム再構築業務」において、開発業務の進捗管理や成果物のレビュー等を行う業務の委託である。 新輸送管理システムの開発期間は約２年間と短期間であることに加え、当局では今後、「路面電車における上下分離制度の導入」、「精神障害割引の実施」、「消費税増税による運賃改定」等の詳細が未確定な事業も予定していることから、新輸送管理システムについても、これら事業に対応したものとするを要件としている。このため開発の難易度が極めて高いものとなっている。 従って、当該システムの複雑かつ専門的な構成及び改修に係る知識やノウハウを有し、かつ当該システム開発の難易度の高さを理解している業者でなければ適切な工程管理が困難である。仮に、（左記業者ではない）他の業者が受託した場合、当該システムの仕様の把握や当局の要求の伝授等に相当な時間を要すこととなり、約２年間の開発期間に間に合わない恐れも考えられる。 左記業者は、「輸送管理システム現状分析業務におけるプロジェクト管理及び調達支援業務」・「輸送管理システム再構築に係る要件定義のレビュー及び調達仕様書の作成支援業務」を担い、適正に履行したことから、現行の輸送管理システムについて精通し、開発難易度の高さも認識しているといえることができる。 以上のことを踏まえると、左記業者と随意契約することが、当局にとって有利であると判断できるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第６号該当）	事業推進担当課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	新さっぽろ変電所変電設備更新切替管理業務その1	H30. 05. 09	(株) 北海道ジーエス・ユアササービス	1, 576, 800	本件は、新さっぽろ変電所変電設備更新工事に伴い、旧設備から新設備に切替を行う必要があるため、変電所及び関連施設の開閉器等の機器操作、監視等を行う業務の委託である。 本業務の対象となる、受変電設備は、通年業務委託（受変電設備保守業務）による保守契約の対象機器であり、本業務による操作箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、開閉器等に係る故障及び当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	地下鉄駅構内等使用料の算定方法に関する調査業務	H30. 05. 09	一般財団法人 日本不動産研究所 北海道支社	2, 462, 400	本件は、行政財産の目的外使用許可に基づき、駅構内に売店、自動販売機、自動現金預払機等を設置する際に徴収する駅構内使用料の単価の改定にあたり、全国的な動向及び近隣の不動産物件の状況等を勘案しながら、「不動産鑑定評価基準」等の鑑定評価論を採用し、適正な算定方法を調査する業務の委託である。 当該単価の改定は3年ごとに行っているものであり、本業務の履行にあたっては、不動産鑑定の知識及び技術とともに、前回改定における経緯を踏まえ、全国的な見地から当局の状況にみあった単価を算出することが必要となる。 札幌市競争入札参加登録業者のなかで、不動産鑑定士が所属し、全都道府県で事業所を展開しているのは左記業者のみであり、他都市においても同様の使用料算定関連業務に携わった実績を多数有するため、全国規模の情報が収集可能である。 また、当該事業者は本市管財部が定める使用料・貸付料算定要領作成時の調査業務を請け負っており、今回実施する行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定式の妥当性検討時において、市長部局の改定情報の共有が円滑に図れる。 以上のことから、期限内に適正な業務の履行が見込めるのは左記業者に限られるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	営業課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	次期経営計画策定支援業務	H30. 05. 15	有限責任監査法人 トーマツ札幌事務所	5, 778, 000	本件は、次期経営計画策定支援業務の委託である。 左記業者は、平成29年度に一般競争入札を経て契約相手方を決定した、次期経営計画策定支援業務（以下「先行業務」という。）の受託者である。 先行業務では、高速電車事業、軌道事業に係る、過去10年間にわたるODデータ等を用いた乗車料収入の推移分析や、他事業者との比較を含む経営状況の分析と課題抽出、抽出された課題と現在検討中の取組施策との関係整理を行ったうえで、課題解決に向けた取組施策について、他事業者の取組を調査し参考としながら当局へ提案、助言を行った。 本件業務は、本年度中の計画策定完了に向け、監査法人の専門的知見を活用して、①収益計画（需要予測）の妥当性の確認、②費用、資金、投資計画の検証、③経営目標（財務指標）の確認等を行い、計画全体の整合性、妥当性を確認するものである。そのため、受託者が地方公営企業会計制度及び交通事業の経営に精通していることはもとより、先行業務における経営分析の結果等を踏まえた履行がなされなければ、業務の目的を達成することができない。 本件を競争入札に付し、先行業務の受託者以外の者が本件業務を担うこととなった場合には、上記先行業務の内容の引継ぎ、意思伝達が必要となるが、そのためには監査法人が有する経営分析のノウハウを当局職員が習得し内製化することが必要であり、多額の経費と時間を要するため、業務の効率化、経済性が大きく損なわれ、当局にとって不利である。加えて、引継ぎを経ることで本件業務の有効性が損なわれ、平成30年度中の次期計画の策定に支障をきたす恐れがある。 一方、左記業者と契約する場合には、先行業務の引継ぎ、意思伝達を要しないため、業務の効率性、経済性に優れ、先行業務の成果に基づく有効かつ着実な履行が見込め、当局にとって有利であると認められるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号該当）	経営計画課
業務委託	料金箱券銭分離部分解清掃調整業務	H30. 05. 16	レシップ（株）	2, 827, 288	本件は、レシップ（株）が製造した路面電車車載料金箱券銭分離部分の分解清掃調整業務の委託である。 本装置は、本市独自の仕様により、製造メーカーが設計・製造したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が正常に作動しない恐れがあり、当該装置は汎用品ではないことから、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	車両課（電車事業所）
業務委託	南北線電気室他無停電電源装置オーバーホール	H30. 05. 22	（株）G Sユアサ 北海道支社	17, 280, 000	本件は、（株）GSユアサが製造した無停電電源装置オーバーホール業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要である。また、装置から供給される電源には、非常照明・総合伝送路・電力管理システム等重要設備が接続されており、その重要性において停電させることができない設備負荷に対して常時給電する設備である。 左記業者は、製造・修理を行っており、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	月寒変電所負荷時タップ切替器設備整備	H30. 05. 23	三菱電機（株）北海道支社	12,960,000	本件は、三菱電機（株）が製造した特別高圧受電設備の受電トランス用負荷時タップ切替器の整備業務の委託である。 前回点検から１５年を経過し、動作回数も３万２千回を超過しており、なおかつ、受電設備の中で重要な設備である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	麻生変電所自家発電設備整備	H30. 05. 23	富士電機（株）北海道支社	12,312,000	本件は、富士電機（株）が製造した自家発電設備の整備業務の委託である。 本設備は、非常時に駅舎に非常用電源を供給する重要設備であり、消防法で設置・点検が義務付けられている設備である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	南郷変電所負極盤内零電流検出装置交換修理	H30. 05. 24	（株）明電エンジニアリング北海道支店	7,614,000	本件は、（株）明電舎が製造した負極版内に設備している零電流検出装置の故障に伴う、零電流検出装置の交換修理業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者が製造メーカーの製品の保守、修理、整備業務を行っているグループ会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	澄川受電所及び宮の沢・月寒変電所自家発電設備整備	H30. 05. 24	（株）明電エンジニアリング北海道支店	34,776,000	本件は、（株）明電舎が製造した自家発電装置の点検整備業務の委託である。 本設備は、非常時に駅舎に非常用電源を供給する重要設備であり、消防法で設置・点検が義務付けられている設備である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者が製造メーカーの製品の保守、修理、整備業務を行っているグループ会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	南北線5000形車両T台車枠探傷試験（超音波探傷試験）業務 南北線5000形車両T台車枠探傷試験（磁粉探傷試験）業務(単価契約)	H30. 05. 28	川崎重工業（株）北海道支社	6,512,400	本件は、川崎重工業（株）が製造した南北線5000形車両T台車枠内部のきずの有無及び伸張精度を観察する業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、台車枠内部構造及び溶接方法を熟知していなければ探傷の精度が確保できないことから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	南北線5000形車両T台車枠補修業務及び台車枠交換業務	H30. 05. 28	川崎重工業（株） 北海道支社	12, 318, 480	本件は、川崎重工業（株）が製造した南北線5000形車両T台車枠内部の補修を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、台車枠内部構造及び溶接方法を熟知していなければ実施できないことから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	車両課
業務委託	情報利活用設備保守点検業務	H30. 05. 28	NECネットエスアイ（株）北海道支店	6, 750, 000	本件は、NECネットエスアイ（株）が製造した情報利活用設備の保守点検業務の委託である。 本設備は、電車事業所に設置したサーバーを用い、停留場での情報案内、路線電話、停留場放送、運行監視カメラや電車位置検知、き電区分開閉器操作などの用途に使用している設備である。 本設備は、本市独自仕様により製造メーカーがシステムを構築し製造したものであり、本業務は設備全般における保守点検を行うことから、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等が必要であり履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	東西線８０００形車両ブレーキ制御装置電気機器更新部品交換	H30. 05. 29	ナブテスコ（株）鉄道カンパニー 札幌営業所	7, 030, 800	本件は、ナブテスコ（株）が製造したブレーキ制御装置の部品交換の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づきメーカーが設計・制作したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、機器が正常に動作しない恐れがあり、当該機器は汎用品ではないことから、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	車両課（大谷地）
業務委託	湾曲式転てつ器案内軌条搬送用台枠・門型クレーン等構造検討業務	H30. 06. 06	札幌川重車両エンジニアリング（株）	9, 720, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した湾曲式転てつ器の案内軌条搬送用台枠・門型クレーン等構造検討業務の委託である。 本設備は、本市独自仕様によりメーカーが設計・製造した特殊設備であり、業務対象機器が汎用品ではないことから、本業務の履行にあたっては、メーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	昇降機修理（日立製）	H30. 06. 14	（株）日立ビルシステム北海道支社	5, 020, 920	本件は、（株）日立製作所が製造し、発寒南駅、月寒中央駅に設置されている昇降機の修理を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、製造メーカーから分社した保守会社である左記業者が所有するメーカー占有の知識、技術等が必要であり、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	空調機修理（東芝製）その2	H30. 06. 14	札幌日信電子（株）	7, 236, 000	本件は、（株）東芝が製造し、円山公園駅に設置されている空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、製造メーカーが指定する保守会社である左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	国際競争拠点都市整備事業 南北線さっぽろ駅コンコース改修に伴うEVカメラ配線変更	H30. 06. 15	パナソニック システムソリューションズ ジャパン（株） 北海道社	1, 183, 680	本件は、E Vカメラと付随する配線の変更と試験調整を行う業務の委託である。 本業務の対象となる当該設備は、通年業務委託（自動案内放送、集中監視装置保守及び時計装置保守業務）による保守契約の対象機器であり、本業務による作業箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を左記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	空調機修理（東芝製）その3	H30. 06. 21	札幌日信電子（株）	1, 620, 000	本件は、（株）東芝が製造した空調機の修理業務の委託である。 本業務の履行にあたって、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、製造メーカーが指定する保守会社である左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	南北線さっぽろ駅北口精算機移設	H30. 06. 21	札幌日信電子（株）	2, 494, 800	本件は、日本信号（株）が製造した精算機を移設する業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、地下鉄営業時間外の限られた作業時間内で円滑に機器を移設し、動作確認を確実に行うことが求められ、なおかつメーカーが設定した作業手順・作業方法によらなければ、機器が適正に作動しない恐れがあり、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、製造メーカー製品のメンテナンス業務を専業としているグループ会社である左記業者以外の者では適切な業務の履行見込めないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	東車両基地トラバーサ式転てつ器走行路床板構造検討業務	H30. 06. 22	札幌川重車両エンジニアリング（株）	14, 256, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した転てつ器設備について、走行路床床を現状の栓溶接を有するものから、栓溶接を用いないで更新後の使用に十分耐えうる強度を有するものを検討する業務の委託である。 本設備は、本市独自仕様によりメーカーが設計・製造した特殊設備であり、業務対象機器が汎用品ではないことから、業務の履行にあたってはメーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	麻生251転てつ器曲線軌条勾配板亀裂補修	H30. 06. 22	札幌川重車両エンジニアリング（株）	8, 856, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した転てつ器の曲線軌条勾配板の補修業務の委託である。 本設備は、本市独自仕様によりメーカーが設計・製造した特殊設備であり、当該設備は一般流通品ではないことから、メーカーのみが保有する専門的知識、図面等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	宮の沢変電所整流器設備オーバーホール	H30. 07. 03	東芝インフラシステムズ（株）北海道支社	62, 640, 000	本件は、宮の沢変電所に設置された整流器設備のオーバーホール業務の委託である。 整流器は、交流電力を直流電力に変換し、列車の電力として供給する重要な設備であるが、本設備は、平成10年に設備され、設備後20年を経過しており、近年、経年劣化に伴う故障の頻度が増加している。今後も継続して使用するため、オーバーホールを実施する必要がある。 本業務の履行にあたっては、当該変電所設備の製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課
業務委託	湾曲式転てつ器案内軌条疲労状態監視業務	H30. 07. 04	札幌川重車両エンジニアリング（株）	1, 782, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した転てつ器の案内軌条疲労状態監視業務の委託である。 本設備は、本市独自仕様によりメーカーが設計・製造した特殊設備であり、業務対象機器が汎用品ではないことから、業務の履行にあたっては、メーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	月寒変電所直流断路器489F他修理	H30. 07. 06	三菱電機（株）北海道支社	2, 538, 000	本件は、三菱電機（株）が製造し、月寒受電所に設置された直流断路器489F他の電動操作装置の調査、修理を行う業務の委託である。 直流断路器489Fにあっては、営業終了後の夜間に保守作業の安全のために開放動作、営業開始前に投入動作を行う。 また、電動操作装置を使用する断路器は月寒受電所でも交流・直流・接地の各断路器に設備され多岐にわたる。月寒受電所の保守作業中に直流断路器489Fから異音が発生し、このままの使用が継続すると動作不具合の原因になり、営業に支障を与えるため、早急に対応する必要がある。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の知識・技術が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	澄川受電所G I S用コンプレッサーオーバーホール	H30. 07. 06	三菱電機（株）北海道支社	11, 016, 000	本件は、三菱電機（株）が製造し、澄川受電所に設置されたG I S用コンプレッサーの空気圧縮機本体及び電装等の部品交換整備を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の知識・技術が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	精神障がい者に対する運賃割引の実施に伴う輸送管理システム改修対応業務	H30. 07. 11	(株) 日立製作所北海道支社	51, 321, 600	本件は、精神障がい者に対する運賃割引の実施に伴う輸送管理システム改修対応業務の委託である。 輸送管理システムは、左記業者が開発したものであり、同システムのデータベースであるPDMⅡは、同社が特許を有している。 本業務の履行にあたっては、システムを構築したメーカー占有の技術、知識及び情報等が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	事業推進担当課
業務委託	南車両基地区分開閉器遮断器オーバーホール	H30. 07. 17	富士電機（株）北海道支社	8, 488, 800	本件は、富士電機（株）が製造した遮断器のオーバーホール業務の委託である。 本業務の履行にあたって、当該設備の部品交換及び試験調整を行うには、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ整備後の機器が適正に動作しない恐れがあり、また当該装置は汎用品ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・技術が必要であり、左記業者以外の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	澄川受電所タップ切替器精密点検	H30. 07. 19	三菱電機（株）北海道支社	13, 608, 000	本件は、三菱電機（株）が製造し、澄川受電所に設置された特別高圧受電設備の受電トランス用負荷時タップ切替器（L T C）の精密点検及び部品交換整備を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の知識・技術が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	新さっぽろ１０５２転てつ器リミットスイッチ二重化改修	H30. 07. 19	札幌川重車両エンジニアリング（株）	6, 318, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した転てつ器設備の動作制御を行うためのリミットスイッチを増設し二重化とする改修を行う業務の委託である。 本設備は、本市独自仕様によりメーカーが設計・製造した特殊設備であり、汎用品ではないことから、本改修作業にあたってはメーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （ 交 通 局 分 ）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	上下式転てつ器非常用電動機制御リミットスイッチ改修	H30. 07. 19	札幌川重車両エンジニアリング（株）	4, 914, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した転てつ器設備の非常用電動機制御リミットスイッチの改修を行う業務の委託である。 本設備は、本市独自の仕様によりメーカーが設計・製造した特殊設備であり、汎用品ではないことから、本改修作業にあたってはメーカーのみが保有する本設備に関する知識、図面等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	改札機更新に伴う既設機器改修	H30. 07. 20	日本信号（株）北海道支店	10, 800, 000	本件は、日本信号（株）が製造した改札機更新に伴い、既設改札機の撤去・移設及び駅処理装置や監視装置の関連機器の改修業務の委託である。 既設改札機及び駅処理装置や監視装置の関連機器については、本市の仕様により製造メーカーが開発・設計したものであり、本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の知識が必要であり、本業務を的確に履行できる者が製造メーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	真駒内変電所ＧＴＯ遮断器他オーバーホール	H30. 07. 25	三菱電機（株）北海道支社	30, 240, 000	本件は、三菱電機（株）が製造し真駒内変電所に設置されたＧＴＯ遮断器・保護継電器のオーバーホール・機器交換業務の委託である。 ＧＴＯ遮断器に不具合が発生すると、き電線をいったん停電させ別の系統に切り替える必要があり、営業に多大な影響を与える。本業務の履行にあたっては、製造メーカーが占有する技術及び知識が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者が１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	８０００形三菱製ＳＩＶ装置部品交換	H30. 07. 25	三菱電機（株）北海道支社	1, 317, 600	本件は、三菱電機（株）が製造したＳＩＶ装置の部品交換業務の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づき製造メーカーが設計・制作したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順、作業方法によらなければ、機器が適正に作動しない恐れがあり、また、当該装置は汎用品ではないことから、各種調整値など、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーである１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	車両課（大谷地）
業務委託	駅旅客トイレ設備改修業務（東豊線）	H30. 07. 25	（株）キタデン	3, 596, 400	本件は、駅旅客トイレ設備の改修業務の委託である。 当該設備は、通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務の個所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	駅旅客トイレ設備改修業務（東西線）	H30. 07. 25	札幌施設管理（株）	9, 612, 000	本件は、駅旅客トイレ設備の改修業務の委託である。 当該設備は、通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務の個所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	空調機オーバーホール（前川製作所製）	H30. 08. 01	（株）前川製作所	3, 672, 000	本件は、（株）前川製作所が製造した東西線宮の沢駅に設置されている空調機のオーバーホールを行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	新山鼻変電所 直流遮断器用制御電源交換業務	H30. 08. 02	三菱電機プラントエンジニアリング （株）東日本本部北海道支社	2, 592, 000	本件は、三菱電機（株）が製造した新山鼻変電所の直流遮断器用制御電源交換業務の委託である。 当該設備は、電力系統に異常が発生した際、回路の電流を遮断するものであり、現在、動作させるための制御電源に異常が認められるため、該当箇所の部品交換を行う必要がある。 業務の履行にあたって、作業後に機器が適正に動作するためには、構造等、機器の詳細な知識を必要とするが、当該設備は製造メーカーによる特注の部品が使用されており、製造メーカー以外の者では知り得ない情報が含まれていることから、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課
業務委託	自動出改札装置ユニット修理その3	H30. 08. 03	日本信号（株）北海道支店	1, 690, 200	本件は、日本信号（株）が製造した自動出改札装置のユニット修理業務の委託である。 本業務の履行にあたって、修理後メーカーが推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は本市独自の仕様により、日本信号（株）が開発したものであり、汎用品ではないことから、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課
業務委託	空調機修理（東芝製）その4	H30. 08. 03	札幌日信電子（株）	982, 800	本件は、（株）東芝が製造した東西線東札幌変電所に設置されている空調機の修理業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、製造メーカーが指定する保守会社である左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	路面電車サーバ共通化に伴う移行作業	H30. 08. 06	レシップ（株）	7, 136, 640	本件は、路面電車サーバ共通化に伴う移行作業業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーであるレシップ（株）が構築した路面電車ICカードシステムを構成する各機器の適正な連携を確保するには、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要であり、また、適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該機器は汎用品ではないことから、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	自動案内放送集中監視装置オーバーホール	H30. 08. 07	パナソニック システムソリューションズ ジャパン (株) 北海道社	3, 888, 000	本件は、自動案内放送集中監視装置のオーバーホールを行う業務の委託である。 本業務の対象となる当該設備は、通年業務委託（自動案内放送、集中監視装置保守）による保守契約の対象となっており、本業務による作業箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を左記業者に履行させ、責任の所在を 1 者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	電気課
業務委託	電車事業所前電気転てつ器オーバーホール	H30. 08. 22	日本信号 (株) 北海道支店	1, 458, 000	本件は、日本信号 (株) が製造した電車事業所前電気転てつ器のオーバーホールを行う業務の委託である。 当該機器は、電気信号により軌道のポイントを転換する機器であり、更新から10年が経過することから予備品と交換し、交換した機器はオーバーホール後、予備品として保管する必要がある。 本業務の履行にあたって、当該機器は、製造メーカーが納品したもので、特注の部品が使用されており、適正な動作確認や修理等を行うためには、構造等、メーカー以外の者では知り得ない詳細な知識が必要であり、本業務を通して機器の適正な動作や安全な運行を確保する観点から履行可能者がメーカー 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	電気課
業務委託	外国人観光客向け市営交通沿線プロモーション実施業務	H30. 08. 27	(株) J T B 法人事業本部 北海道事業部	4, 116, 117	本件は、外国人観光客向け市営交通沿線プロモーション実施業務の委託である。 本事業は、沿線の魅力の発掘を行い、それを動画やパンフレットを通して外国人観光客に伝え、乗車意欲を喚起することを目的としており、実施にあたっては、各国の文化や習慣についての知識が不可欠であるほか、流行を捉えたコンテンツの選定や興味を惹きつけるデザインの導入など様々な工夫が必要である。したがって、その事業効果は企画内容及び執行能力の優劣により大きく変わるものであり、地方公営企業法施行令第21条の14第2号により本事業は競争入札には適さず、本市の定める「随意契約ガイドライン」に示す随意契約の要件「契約の目的を達成させるために、技術やノウハウ等の優れた者と契約をすることが必要不可欠であるもの」に該当することから、公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において契約候補者として選定された左記事業者と契約する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	営業課
業務委託	空調機修理（東芝製）その 6	H30. 08. 31	札幌日信電子 (株)	1, 242, 000	本件は、(株) 東芝が製造した東西線二十四軒庁舎に設置されている空調機の修理業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、製造メーカーが指定する保守会社である左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	本局庁舎電気室直流電源装置 オーバーホール	H30. 08. 31	日立バッテリー販売 サービス（株）札幌 出張所	972, 000	本件は、交通局庁舎電気室に設置された直流電源装置のオーバーホールを行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、左記業者以外では適切な業務の履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	駅旅客トイレ設備改修業務（南北線他）	H30. 09. 03	（株）第一エンジニアリング	7, 322, 400	本件は、駅旅客トイレ設備改修業務の委託である。 本業務の対象となる当該設備は、通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務の箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。両業務の目的を達成するためには、本業務を左記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	南北線5000形車両T台車枠補修業務及び台車枠交換業務 その2	H30. 09. 03	川崎重工業（株） 北海道支社	11, 625, 120	本件は、川崎重工業（株）が製造した南北線5000形車両T台車枠内部の補修を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、台車枠内部構造及び溶接方法を熟知していなければ実施できないことから、履行可能者が台車の設計・製造メーカーである左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課
業務委託	東西線琴似駅配電設備更新切替管理業務その2	H30. 09. 21	（株）北海道ジーエス・ユアササービス	1, 339, 200	本件は、東西線琴似駅他2施設配電設備更新工事に伴い、旧設備から新設備に切替を行う必要があるため、変電所及び関連施設の開閉器等の機器操作、監視等を行う業務の委託である。 本業務の対象となる受変電設備は、通年業務委託（受変電設備保守業務）による保守契約の対象機器であり、本業務による操作箇所が通年業務委託の履行箇所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、開閉器等に係る故障及び当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	新山鼻変電所機器設備保守点検業務	H30. 09. 25	三菱電機プラントエンジニアリング （株）東日本本部北海道支社	3, 024, 000	本件は、新山鼻変電所の機器設備保守点検業務の委託である。 当該機器設備は、主に路面電車用の受変電設備であり、電力会社より受電した電力を、路面電車動力用の電力に変換し、送電する設備である。 また、当該機器設備は、本市の仕様に基づき三菱電機（株）が独自に設計・製造したものであり、メーカーが推奨する適正な点検を行うには、メーカー以外の者では知り得ない詳細な専門的技術、詳細な設計情報が必要である。 業務の履行にあたって、機器の適正な機能確認・維持回復を実施し、安全性や信頼性を確保する観点から、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	札幌市交通局職員動力車操縦者 運転免許に係る身体機能検査業 務（単価契約）	H30. 09. 27	公益財団法人 北海 道結核予防会	1, 405, 993	本件は、動力車操縦者運転免許に関する省令等の関係法令に基づき、交通局職員及び非常勤職員のうち、動力車操縦者運転免許を保持する者に対して、必要な身体機能検査を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたって、当該身体機能検査の中には、両眼視機能、視野等の専門的な検査項目が含まれており、これらを検査するためには特殊な医療機器が必要であるが、本市の登録業者の中で、それらの医療機器が整備され、すべての検査が実施可能なのは、左記団体のみであるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	総務課
業務委託	東西線剛体電車線改修	H30. 10. 01	日本電設工業（株） 北海道支店	6, 480, 000	本件は、東西線の剛体電車線改修業務の委託である。 東西線の剛体電車線は、地下鉄車両に電力を供給する設備であり、当該設備は既設剛体電車線のうち、波状摩耗の激しい箇所について交換し、偏位調整を行うものである。 本業務の対象となる当該設備は、通年業務委託（電車線設備保守 南北線・東西線・東豊線）による保守契約の対象となっており、本業務による施工箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る不具合及び事故発生時の原因特定が困難となる。両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課
業務委託	東基地暖房用ボイラー修理	H30. 10. 09	川重冷熱工業（株） 札幌支店	1, 425, 600	本件は、東車両基地に設置されている川重冷熱工業（株）が製造した暖房用ボイラーの修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の知識・技術が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者が製造メーカーである左記業者1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	可動式ホーム柵（三菱製）東西 線電源オーバーホール	H30. 10. 11	三菱電機プラントエ ンジニアリング （株）東日本本部北 海道支社	8, 748, 000	本件は、三菱電機（株）が製造した可動式ホーム柵電源のオーバーホールの委託である。 当該設備は、本市の仕様にに基づき製造メーカーが制作したものであり、本業務の履行にあたって、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は汎用品ではないことから、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者が製造メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているメーカーグループ会社である1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	タイヤ交換装置分解整備	H30. 10. 15	ナブテスコサービス （株）札幌営業所	2, 086, 560	本件は、ナブテスコ（株）が製造したタイヤ交換装置の分解整備の委託である。 当該装置は、本市の仕様にに基づきメーカーが設計・制作したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、機器が適切に動作しない恐れがある。当該装置は一般に流通している設備ではないことから、各種調整値などメーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカーである1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	車両課（真 駒内）

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	自動案内放送文章改修業務	H30. 10. 19	パナソニック システムソリューションズ ジャパン (株) 北海道社	9, 936, 000	本件は、自動案内放送の文章改修業務の委託である。 本業務は放送パターンの変更に対する改修であり、装置の内部処理に係る作業を行うことから、製造メーカーのみが保有する当該設備の詳細な設計情報や、技術及び知識が不可欠であることから、履行可能者が製造メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	電気課
業務委託	空調機修理（東芝製）その 7	H30. 10. 22	札幌日信電子 (株)	1, 350, 000	本件は、(株) 東芝が製造した東豊線光星変電所に設置されている空調機の修理業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、製造メーカーが指定する保守会社である左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	施設課
業務委託	東車両基地台車分解整備装置定期整備	H30. 10. 26	札幌交通機械 (株)	1, 900, 800	本件は、東車両基地の東西線車両の台車整備において台車から主電動機を分離させるために使用する台車分解整備装置の定期整備業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、当該装置の構造・性能・システムに関する専門的な知識及び技術が必要であるとともに、作業中の不測の事態にも迅速に対応することが不可欠である。左記業者は、車両製造メーカーである川崎重工業 (株) から保守専門会社の指定を受け、通年業務委託の「東西線重要部・全般検査整備業務 (機械関係)」を受託しており、台車整備業務においても本装置を使用していることから、本装置を熟知し十分な技術力を有している。以上のことから、左記業者でなければ当該業務の確実な履行が見込めないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	車両課 (大谷地)
業務委託	手信号代用器操作盤部品交換業務 (「職員の声」対応)	H30. 10. 26	札幌日信電子 (株)	1, 371, 600	本件は、日本信号 (株) が製造した手信号代用器操作盤の部品交換業務の委託である。 本機器は、非常運転する列車に停止・信号の合図を行う手信号の代わりとして使用される、手信号代用器の操作盤である。手信号代用器操作盤は信号保安装置の一部であり、本市独自の仕様により日本信号 (株) が製造したものである。 本業務の履行にあたっては、左記業者のみが道内で唯一製造メーカーからメンテナンスに関し技術指導を受けており、確実な業務の履行が見込まれるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	電気課
業務委託	空調機オーバーホール (前川製作所製) その 2	H30. 10. 29	(株) 前川製作所	3, 888, 000	本件は、(株) 前川製作所が製造した東豊線栄町駅に設置されている空調機のオーバーホールを行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	円山バスターミナル受電用地絡 継電器交換業務	H30. 10. 29	三菱電機（株）北海 道支社	1, 674, 000	本件は、円山バスターミナル電気室に設置された三菱電機（株）が製造した受 電用地絡継電器の交換を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーのみが保有する技術及び知識が必要 であり、左記業者以外では適切な業務の履行が見込めないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	転てつ器重防食被膜補修	H30. 10. 30	札幌川重車両エンジ ニアリング（株）	18, 360, 000	本件は、川崎重工業（株）が製造した西28丁目駅、南郷7丁目駅の上下式転て つ器及び東車両基地のトラバーサ式転てつ器の素地調整、重防食被膜補修を行う 業務の委託である。 本設備は、本市独自仕様により川崎重工業（株）が設計・製造した特殊設備で あり、一般流通品ではないことから、本業務の履行にあたっては、メーカーのみ が保有する本設備に関する知識、図面等が必要である。 左記業者は、川崎重工業（株）のグループ会社であり、川崎重工業（株）との 個別請負契約により本市地下鉄用車両及び転てつ器等に関する業務の一部（転て つ器の補修業務を含む）を移管されている。以上のことから、左記業者でなけれ ば当該業務の確実な履行が見込めないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	東西・東豊線軌道検測装置年次 点検業務	H30. 11. 02	(株) カネコ	1, 544, 400	本件は、東西・東豊線軌道検測装置年次点検業務の委託である。 本業務の対象となる装置は、本市地下鉄走行路面を検測するため、当局独自の 特殊仕様で制作している。 このため、本業務の履行にあたっては、製造メーカーのみが保有する専門的な 知見が必要であり、業務の特殊性から履行可能業者が装置の製造メーカーである 1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	新さっぽろ変電所変電設備更新 切替管理業務その2	H30. 11. 08	(株) 北海道ジーエ ス・ユアササービス	1, 522, 800	本件は、新さっぽろ変電所変電設備更新工事に伴い、旧設備から新設備に切替 を行う必要があるため、変電所及び関連施設の開閉器等の機器操作、監視等を行 う業務の委託である。 本業務の対象となる受変電設備は、通年業務委託（受変電設備保守業務）によ る保守契約の対象機器であり、本業務による操作箇所が通年業務委託の履行箇所 と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、開閉器等に係る故障 及び当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を通年業務委託の受託者である左記 業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	南郷変電所受電設備オーバーホール	H30. 11. 15	東芝インフラシステムズ（株）北海道支社	11,664,000	本件は、東西線南郷変電所に設置している東芝インフラシステムズ(株)製の特別高圧受電設備の受電トランス用負荷時タップ切換装置及び圧縮空気発生装置のオーバーホール業務の委託である。 本設備の受電トランス用負荷時タップ切換装置は、送電系（列車用）及び配電系（駅設備）の使用負荷による電圧変動を制御し、規定の電圧を保つための機器である。また、圧縮空気発生装置は受電用ガス密閉型開閉器の「投入/開放」に使用する機器である。当該装置は、昭和56年に設備し、設置後37年を経過しているが、今後も継続して使用するため、オーバーホールを実施する必要がある。 本業務の履行にあたっては、当該変電所の受電設備の製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	澄川変電所直流遮断器他オーバーホール	H30. 11. 15	東芝インフラシステムズ（株）北海道支社	29,484,000	本件は、澄川変電所に設置された東芝インフラシステムズ(株)製の直流遮断器及び保護継電器の部品交換、整備等のオーバーホール業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、当該変電所設備の製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	空調機修理(東芝製)その９	H30. 11. 16	札幌日信電子（株）	1,036,800	本件は、（株）東芝が製造した東西線円山公園駅、東札幌変電所に設置されている空調機の修理業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり、製造メーカーが指定する保守会社である左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	昇降機修理(三菱製)	H30. 11. 19	三菱電機ビルテクノサービス（株）北海道支社	1,533,600	本件は、昇降機修理業務の委託である。 本業務の対象となる当該設備は、通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務の箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。両業務の目的を達成するためには、本業務を左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	５０００形Ｔ台車枠交換作業	H30. 11. 26	川崎重工業（株）北海道支社	5,812,560	本件は、南北線5000形車両Ｔ台車枠の交換を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、既存のＴ台車枠を川崎重工業(株)から購入した新製Ｔ台車枠と交換することから、製造メーカーとは異なる業者が交換作業を履行した場合、当該台車枠に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。本業務の目的を達成するためには、本業務を製造メーカーである左記業者に履行させ、責任の所在を１者に限定する必要があるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課（真駒内）

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	新山鼻変電所監視制御装置 帳票印刷・遠方監視用システム復旧業務	H30. 11. 28	三菱電機（株）北海道支社	1, 598, 400	本件は、三菱電機（株）が製造した新山鼻変電所監視制御装置の帳票印刷・遠方監視装用システムの復旧業務の委託である。 当該機器設備は、本市の仕様に基づき製造メーカーが設計・製造したものであり、本業務対象のシステムを適切に復旧するためには、メーカー以外の者では知り得ない詳細な専門的技術、詳細な設計情報が必要となる。そのため、本業務において適正に設備機能を確認・回復させ、履行後における設備の安全性や信頼性を確保させるには、履行可能業者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	白石駅ほか３駅電気室負荷盤他修理	H30. 11. 30	（株）日立製作所北海道支社	3, 510, 000	本件は、東西線白石駅、東札幌駅、西１１丁目駅電気室に設置している（株）日立製作所製の単相負荷盤、一般電灯盤及び西２８丁目駅電気室に設置している排風機盤、送風機盤内の機器故障に伴う修理業務の委託である。 本電気室設備は、駅舎設備に電力を供給する重要な設備であり、本業務の履行にあたっては、当該電気室設備の製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	窓口処理機リーダーライタ更新業務	H30. 11. 30	日本信号（株）北海道支店	1, 576, 800	本件は、日本信号（株）が製造した窓口処理機リーダーライタのユニット更新を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたって、ユニット更新の手順や適正な動作確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は本市独自の仕様により、メーカーが開発したものであり、汎用品ではないことから、メーカーのみが保有する知識・設計情報等が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	地下鉄車内放送の音声広告作成業務	H30. 12. 13	日本信号（株）北海道支店	3, 564, 000	本件は、日本信号（株）が製造した地下鉄車両の自動放送装置に係る地下鉄車内放送の音声広告作成業務の委託である。 本業務の履行にあたって、定められた業務手順・作業方法によらなければ、作業後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は汎用品ではないことから、メーカーのみが保有する知識・情報等が必要であり、左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	営業課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	昇降機修理（日立製）その2	H30. 12. 14	（株）日立ビルシステム北海道支社	3, 378, 240	本件は、（株）日立製作所が製造し、発寒南駅に設置されている昇降機の修理を行う業務の委託である。 業務の履行にあたっては、製造メーカーから分社した工事及びメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者が有する製造メーカー独自の技術・知識等が必要であり、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	空調機修理（パナソニック製）	H30. 12. 14	パナソニック システムソリューションズ ジャパン（株）北海道社	1, 306, 800	本件は、パナソニック（株）が製造し、麻生駅に設置されている空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたって、製造メーカーの連結子会社である左記業者が有する製造メーカー独自の技術・知識等が必要であり、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	空調機修理（前川製作所製）その2	H30. 12. 17	（株）前川製作所	1, 458, 000	本件は、前川製作所（株）が製造し、福住駅に設置されている空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたって、製造メーカーが所有するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	自動出改札装置ユニット修理その4	H30. 12. 17	日本信号（株）北海道支店	1, 990, 440	本件は、日本信号（株）が製造した自動出改札装置のユニット修理業務の委託である。 本業務の履行にあたって、修理後メーカーが推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は本市独自の仕様により、メーカーが開発したものであり、汎用品ではないことから、メーカーのみが保有する技術及び知識が必要であり履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課
業務委託	空調機修理（三菱製）	H30. 12. 17	三菱電機ビルテクノサービス（株）北海道支社	1, 758, 240	本件は、三菱電機（株）が製造し、学園前駅、豊平公園駅に設置されている空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたって、製造メーカーの連結子会社である左記業者が有する製造メーカー独自の技術・知識等が必要であり、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	南北線5000形車両T台車枠補修業務及び台車枠交換業務 その3	H30. 12. 25	川崎重工業（株） 北海道支社	5, 117, 040	本件は、川崎重工業（株）が製造した南北線5000形車両T台車枠補修及び台車枠交換を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、台車枠内部構造及び溶接方法を熟知していなければ実施できないことから、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課
業務委託	豊平公園駅ホーム階防火戸等設置に伴う非常列車停止装置移設	H30. 12. 25	パナソニック システムソリューションズ ジャパン（株） 北海道社	1, 317, 600	本件は、豊平公園駅ホーム階防火戸等設置に伴い、パナソニック(株)が製造した非常列車停止装置の移設と試験調整を行う業務の委託である。 当該施設の移設・試験調整にあたっては、当該装置の製造メーカーであるパナソニック(株)が保有する専門的知識及び専有技術が不可欠であり、装置全体の機能、構造等を熟知していなければならないことから、履行可能業者が、製造メーカーから専門的な技術指導等が受けられ、保守業務を事業継承した左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	故障選択装置補修業務	H30. 12. 25	三菱電機（株）北海道支社	3, 996, 000	本件は、三菱電機（株）が製造した故障選択装置補修業務の委託である。 当該設備は、電力系統に異常が発生した際、その異常を検出し信号を発報する装置であり、現状、故障により異常の検出及び発報ができないことから当該設備の補修を行う必要があるものである。当該設備は、新山鼻変電所監視制御装置の一部であり、故障表示や各機器との連動動作が必要ことから、製造メーカー以外の者では知り得ない情報が含まれ、製造メーカーのみが保有する技術及び知識が必要であり履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	空調機修理（日本ピーマック製）その4	H31. 01. 17	日本ピーマック（株）札幌営業所	1, 782, 000	本件は、日本ピーマック(株)が製造した東西線南郷13丁目駅に設置されている空調機の修理業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の知識・技術等が必要であり、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	東札幌変電所回生インバータ装置点検調査	H31. 01. 29	三菱電機（株）北海道支社	5, 076, 000	本件は、三菱電機（株）が製造した東西線東札幌変電所に設置している回生インバータ装置の不具合に伴う点検調査を行う業務の委託である。 本設備は、車両制御時に発生する回生電力を吸収し、車両の回生失効の防止及び回生電力を駅負荷に供給する装置であるが、装置内のインバータ用遮断器において過電流による自断トリップ故障が頻発したため、各部の点検調査を行うものである。 本業務の履行にあたっては、当該変電所設備（回生インバータ装置を含む変電所き電設備）の製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	空調機修理（日立製）	H31. 01. 29	（株）日立産機システム 北海道支社	1, 446, 120	本件は、（株）日立製作所が製造した東西線ひばりが丘駅、新さっぽろ駅に設置されている空調機の修理を行う業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーである日立製作所から分社したメンテナンス業務を事業としているグループ会社である左記業者が所有するメーカー占有の知識・技術等が必要であり、製造メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としていることから、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	南車両基地トラバーサ式転てつ器減速機基礎等浮上り修理	H31. 02. 04	B S 豊平テック（株）	4, 158, 000	本件は、川崎重工業(株)が製造した南車両基地に設置されているトラバーサ式転てつ器の減速機基礎等の修理業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報等が必要であるが、本業務については、製造メーカーが業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した事業者により履行させることで、製造メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、履行可能者が本業務に関して製造メーカーから指定を受けた左記業者に限定されるため。 また、当該転てつ器は通年業務委託（転てつ器他軌道設備保守整備業務）による保守契約の対象となっており、故障・事故時の原因特定及び責任の所在特定の観点からも履行可能者が保守契約の受託者に限定される。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	施設課
業務委託	宮の沢・光星変電所直流しゃ断器54F修理	H31. 02. 06	東芝インフラシステムズ（株）北海道支社	3, 672, 000	本件は、宮の沢・光星変電所に設置された直流しゃ断器の修理業務の委託である。 宮の沢・光星変電所に設備している直流しゃ断器は、き電線に電力を供給するとともに事故時に開放し事故の波及を防ぐための設備である。 本業務の履行にあたっては、当該変電所設備の製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、製造・修理を行っている左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	電気課
業務委託	8000形東芝製S I V装置主回路素子更新業務（平成31年度実施分）	H31. 02. 18	東芝トランスポートエンジニアリング（株）北海道営業担当	12, 852, 000	本件は、（株）東芝が製造したS I V装置の主回路素子更新業務の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づき製造メーカーが設計、製作したものであり、当該業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順、作業方法によらなければ機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該装置は汎用品ではないことから、各種調整値など、メーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品の保守・修理・整備業務を事業としているグループ会社である1者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当）	車両課（大谷地）

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	8 0 0 0形三菱製S I V装置素子交換	H31. 02. 18	三菱電機（株）北海道支社	34, 020, 000	本件は、三菱電機（株）が製造したS I V装置の素子交換業務の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づき製造メーカーが設計・制作したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順、作業方法によらなければ、機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該装置は汎用品ではないことから、各種調整値など、メーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーである1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課（大谷地）
業務委託	自動制御部品交換業務（ジョンソンコントロールズ製）	H31. 02. 21	ジョンソンコントロールズ（株）北海道支店	1, 112, 400	本件は、東西線大谷地駅他4駅に設置されている自動制御設備の交換及び調整を行う業務の委託である。 上記5駅の自動制御設備は、駅建設時にジョンソンコントロールズ（株）にて一括されており、本業務はその一部を変更するものであるため、業務の履行にあたっては、製造メーカー占有の知識・技術等が必要であり、左記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	光星変電所直流しゃ断器3 5 4 F他点検調査	H31. 02. 26	東芝インフラシステムズ（株）北海道支社	1, 944, 000	本件は、光星変電所に設置された直流しゃ断器3 5 4 Fとデジタルリレー自家発A系統の点検調査を行う業務の委託である。 光星変電所に設備している直流しゃ断器は、き電線に電力を供給するとともに事故時に開放し事故の波及を防ぐための設備である。また、デジタルリレーは、自家発機器の系統の機器の保護を目的とした設備である。 本業務の履行にあたっては、当該変電所設備の製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、製造・修理を行っている左記業者以外の者では、適切な業務の履行が見込めず、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	美園駅ホーム階防火戸等設置に伴う非常列車停止装置移設	H31. 02. 26	パナソニック システムソリューションズ ジャパン（株）北海道社	1, 101, 600	本件は、美園駅ホーム階防火戸等設置に伴い、パナソニック（株）が製造した非常列車停止装置の移設と試験調整を行う業務の委託である。 当該施設の移設・試験調整にあたっては、当該装置の製造メーカーであるパナソニック（株）が保有する専門的知識及び専有技術が不可欠であり、装置全体の機能、構造等を熟知していなければならないことから、履行可能業者が、製造メーカーから専門的な技術指導等が受けられ、保守業務を事業継承した左記業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	A1200形車軸用軸受脱着業務	H31. 03. 07	（株）不二越北海道営業所	1, 663, 200	本件は、（株）不二越が製造した路面電車A1200形の車軸用軸受脱着業務の委託である。 当該装置は、本市の仕様に基づき製造メーカーが設計・制作したものであり、本業務の履行にあたっては、製造メーカーが保有する専用の軸受脱着装置が必要であり、履行可能者が製造メーカーである1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課（電車事業所）

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	広告受付管理システム運用保守業務	H31. 03. 22	(株) メトリック	33, 179, 382	本件は、日本アイ・ビー・エム(株) が製造した広告受付管理システムの運用保守業務の通年委託である。 当該システムは、開発業者製のパッケージソフトを当局の使用に合わせてカスタマイズして構築したもので、パッケージソフト以外の開発業者の製品との連携があることから開発業者以外の業者が本業務を履行することは事実上不可能である。このため履行可能者が製造メーカーから本システムの保守指定を受けている左記事業者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	営業課
業務委託	路面電車都心線ロードヒーティング保守点検業務 (単価契約分含む)	H31. 03. 22	ソリトン・コム (株)	5, 232, 760	本件は、路面電車都心線ロードヒーティング保守点検業務の通年委託である。 路面電車都心部は開発局所管である国道36号線に敷設しており、すべて温水式ロードヒーティングとなっている。この都心線と国道部の温水ロードヒーティングは札幌市で唯一、熱供給会社のシステムを使用しており、制御システムは国道36号線の温水ロードヒーティングと同一箇所に設置されている。維持管理を行う場合、国道部制御システムと関わり合いがあり、一体的な管理が必要である。本業務の履行にあたっては、適切な業務の遂行が求められるため、国道部の維持管理業者である左記業者に特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	工事担当課
業務委託	可動式ホーム柵保守業務（日立製） (単価契約分含む)	H31. 03. 25	(株) 日立パワーソリューションズ北海道支店	21, 640, 500	本件は、本市の仕様に基づき(株)日立製作所が設計・製造した可動式ホーム柵の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、調整後の機器が正常に動作しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、機器の整備等に関するメーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンスを事業としているグループ会社である1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	昇降機設備保守業務（東芝製）	H31. 03. 25	東芝エレベータ (株) 北海道支社	112, 403, 376	本件は、各駅に設置している東芝エレベーター(株)が製造した昇降機設備の点検、故障対応等を行う保守管理（フルメンテナンス）業務の通年委託である。 業務対象機器であるエレベーター・エスカレーターの安全基準及び整備基準は、製造メーカーが独自の研究により建築基準法に適合するように制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の情報等が必要であることから、履行可能者が製造メーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	昇降機設備保守業務（三菱製）	H31. 03. 25	三菱電機ビルテクノサービス(株) 北海道支社	195, 106, 212	本件は、各駅に設置している三菱電機(株)が製造した昇降機設備の点検、故障対応等を行う保守管理（フルメンテナンス）業務の通年委託である。 業務対象機器であるエレベーター・エスカレーターの安全基準及び整備基準は、製造メーカーが独自の研究により建築基準法に適合するように制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の情報等が必要であることから、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	東西線防災集中監視装置保守業務	H31. 03. 25	パナソニック システムソリューションズ ジャパン (株) 北海道社	6, 254, 388	本件は、本市の仕様にに基づきパナソニック㈱が設計・製造した防災集中監視装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、製造メーカーが構築した防災集中監視装置を構成する各機器の適正な連携を確保するには、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要である。また、製造メーカーが推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	施設課
業務委託	本局庁舎エレベータ保守業務 (三菱製) (単価契約分含む)	H31. 03. 25	三菱電機ビルテクノサービス (株) 北海道支社	3, 451, 312	本件は、本局庁舎に設置している三菱電機㈱が製造した昇降機設備の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務対象機器であるエレベーターの主要部品は供給が停止しており、現状では当該業者のみ故障対応が可能である。また、左記事業者は、製造元である三菱電機㈱のメンテナンス業務を事業としているグループ会社であり、製造元と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。また、過去に本業務を受注した実績があることから、当該昇降機の設置状況、特性等を十分理解しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 6 号該当)	施設課
業務委託	電車線設備保守 (南北線・東西線・東豊線) (単価契約分含む)	H31. 03. 25	日本電設工業 (株) 北海道支店	36, 139, 715	本件は、本市の仕様にに基づき日本電設工業㈱が設計・製造した電車線設備の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたって、修理後メーカーが推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、業務対象設備が汎用品ではないことから、設備の構造等に関するメーカー占有の知識・情報が必要があり、履行可能者が製造メーカー 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	電気課
業務委託	電力管理システム保守 (単価契約分含む)	H31. 03. 25	(株) 日立パワーソリューションズ北海道支店	15, 135, 465	本件は、本市独自仕様により㈱日立製作所が構築した電力管理システムの点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたって、当該設備に採用している電力管理システムに関する技術は、メーカーが開発した独自の技術であり、企業秘密に係る情報が含まれており、また、製造メーカーが構築した電力管理システムを構成する各機器の適正な連携を確保するには、メーカーのみが保有する詳細な設計データ等の知識及び技術が必要となるため、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	電気課
業務委託	自動案内放送・集中監視装置保守 (単価契約分含む)	H31. 03. 25	パナソニック システムソリューションズ ジャパン (株) 北海道社	87, 242, 724	本件は、本市の仕様にに基づきパナソニック㈱が設計・製造した自動案内放送・集中監視装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、内部基板等も含めた点検調整及び部品交換まで行う保守・故障対応を行うことから、メーカー占有の設計情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	運行管理装置保守 (単価契約分含む)	H31. 03. 25	(株) 日立パワーソリューションズ北海道支店	12, 944, 328	本件は、本市の仕様に基づき㈱日立製作所が製造した運行管理装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	電気課
業務委託	転てつ器他軌道設備保守整備業務 (単価契約分含む)	H31. 03. 25	B S 豊平テック株式会社	272, 814, 156	本件は、本市の仕様に基づき川崎重工業㈱が設計・製造した転てつ器の点検等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報等が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、指定業者に技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関して製造メーカーから指定を受けた特定者 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	施設課
業務委託	信号保安通信設備保守点検整備業務	H31. 03. 25	札幌日信電子 (株)	6, 339, 600	本件は、本市の仕様に基づき日本信号㈱が製造した信号保安通信設備の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、業務履行後の機器の正常稼動に懸念が生じる恐れがあり、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	電気課（電車事業所分）
業務委託	南北線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）	H31. 03. 25	北都電機 (株)	6, 040, 440	本件は、本市の独自仕様により㈱日立製作所、三菱電機㈱、㈱東芝インフラシステムズの各社が設計・製造した地下鉄車両の制御関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、検査後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報が必要であるが、いずれの製造メーカーも自社で履行せず、指定業者に技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関して全メーカーから指定を受けた特定者 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	車両課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	東西線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）	H31. 03. 25	北都電機（株）	12, 424, 320	本件は、本市の独自仕様により(株)日立製作所、三菱電機(株)、(株)東芝インフラシステムズの各社が設計・製造した地下鉄車両の制御関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、検査後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報が必要であるが、いずれの製造メーカーも自社で履行せず、指定業者に技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関して全メーカーから指定を受けた特定者 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	車両課
業務委託	東豊線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）	H31. 03. 25	北都電機（株）	7, 077, 240	本件は、本市の独自仕様により(株)日立製作所、三菱電機(株)、(株)東芝インフラシステムズの各社が設計・製造した地下鉄車両の制御関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、検査後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報が必要であるが、いずれの製造メーカーも自社で履行せず、指定業者に技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関して全メーカーから指定を受けた特定者 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	車両課
業務委託	南北線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）	H31. 03. 25	札幌日信電子（株）	4, 251, 960	本件は、本市の独自仕様により日本信号(株)が設計・製造した地下鉄車両の信号関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、検査後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	車両課
業務委託	東西線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）	H31. 03. 25	札幌日信電子（株）	7, 499, 520	本件は、本市の独自仕様により日本信号(株)が設計・製造した地下鉄車両の信号関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、検査後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	車両課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	東豊線車両重要部・全般検査整備業務（信号関係）	H31. 03. 25	札幌日信電子（株）	5,361,120	本件は、本市の独自仕様により日本信号㈱が設計・製造した地下鉄車両の信号関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、検査後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東西線検車業務 （単価契約分含む）	H31. 03. 25	札幌川重車両エンジニアリング（株）	102,206,014	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業㈱が製造した地下鉄車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき検車を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、製造メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、製造メーカー占有の知識・情報が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	南北線検車業務 （単価契約分含む）	H31. 03. 25	札幌川重車両エンジニアリング（株）	95,928,881	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業㈱が製造した地下鉄車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき検車を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、製造メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、製造メーカー占有の知識・情報が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	東豊線検車業務 （単価契約分含む）	H31. 03. 25	札幌川重車両エンジニアリング（株）	93,095,043	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業㈱が製造した地下鉄車両について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき検車を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、製造メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、製造メーカー占有の知識・情報が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課
業務委託	財務会計システム運用保守業務	H31. 03. 26	富士通（株）北海道支社	1,674,000	本件は、本市独自仕様により富士通（株）が構築した財務会計システムの保守業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、同システムで使用している開発事業者製のパッケージソフト「IPKNOWLEDGE公営企業会計」を当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したものであり、同社が当該ソフトウェアの著作権を所有していることから、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	総務課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	東西線昇降機設備保守業務（日本エレベーター製造製）	H31. 03. 26	日本エレベーター製造（株）札幌営業所	1, 049, 328	本件は、各駅に設置している日本エレベーター製造(株)が製造した昇降機設備の点検、故障対応等を行う保守管理（フルメンテナンス）業務の通年委託である。 業務対象機器であるエレベーターの安全基準及び整備基準は、製造メーカーが独自の研究により建築基準法に適合するように制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の情報等が必要であることから、履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	故障監視装置保守（東西線・東豊線）	H31. 03. 26	N E C ネットエスアイ（株）北海道支店	2, 052, 000	本件は、本市の仕様に基づき日本電気(株)が製造した故障監視装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、製造メーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	総合伝送路装置保守（単価契約分含む）	H31. 03. 26	N E C ネットエスアイ（株）北海道支店	18, 225, 432	本件は、本市の仕様に基づき日本電気(株)が製造した総合伝送路装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、設備の主体（主要・基板）部分の保守・故障対応を行うことから、製造メーカー占有の設計情報や技術及び知識等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	案内軌条及び走行路保守業務（単価契約分含む）	H31. 03. 26	日本軌道工業（株）札幌営業所	84, 219, 705	本件は、日本軌道工業(株) が製造した案内軌条・走行軌条等の保守業務の通年委託である。 本業務の履行にあたっては、製造メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の車両走行に支障をきたす恐れがあり、また、メーカーのみが保有する知識・技術等が必要であり履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	工事担当課
業務委託	デジタルサイネージシステム運用保守業務	H31. 03. 26	富士通（株）北海道支社	13, 517, 280	本件は、富士通(株) が製造したデジタルサイネージシステムの運用保守業務の通年委託である。 当該システムは、開発業者のクラウドシステムを当局の仕様に合わせてカスタマイズして構築したものであり、開発業者が当該ソフトウェアの著作権を有していることから、他の業者が本業務を履行することは、事実上不可能であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	営業課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	料金検索及び運行情報提供システム運用保守業務	H31. 03. 26	(株) ビズライト・テクノロジー	1, 622, 333	本件は、(株)ビズライト・テクノロジーが製造した料金検索及び運行情報提供システムの運用保守業務の通年委託である。 本業務の履行にあたっては、プログラムの改修や不具合への迅速な対応が必要となるため、開発業者が占有している知識及び技術が必要であり、左記事業者以外では適切な業務の履行が見込めないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	営業課
業務委託	電車線電力設備保守点検整備業務	H31. 03. 27	親栄電気工事 (株)	17, 971, 200	本件は、路面電車の電車線電力設備の保守点検及び整備を行う通年委託である。 本業務は、電車の安全運航を確保するための不可欠な業務であり、当該業務の円滑な履行にあたっては、次の要件を満たすことが必要である。 ・本局の路面電車に採用している電車線の吊架方法等は一般的な鉄道と異なる特殊な構造であるため、当該電車線設備の設計条件及び構造について熟知している技術者を複数確保し、営業時間外の短時間でも保守点検を行うことができること ・適度な弛度が必要なスパン線の調整などの保守管理において、専門的な技術を有した技術者を複数確保し、営業時間外の短時間でも作業を完了することができること ・不測の事故、故障に対して夜間を含む24時間、即時対応できる組織体制を確立していること ・業務実施場所が住宅街の一般道路上であるため、近隣住宅に与える騒音などの影響を最小限に止める必要があり、多くの制約を受けるなかで、通行車両及び地域住民に対する安全確保等、作業環境に十分配慮した業務履行ができる実績を有していること これらの必要な要件を満たしているのは左記業者に限られるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課（電車事業所分）
業務委託	昇降機設備保守業務（フジテック製）	H31. 03. 27	フジテック (株) 北日本支社 北海道支店	48, 366, 504	本件は、各駅に設置しているフジテック(株)が製造した昇降機設備の点検、故障対応等を行う保守管理（フルメンテナンス）業務の通年委託である。 業務対象機器であるエレベーター・エスカレーターの安全基準及び整備基準は、製造メーカーが独自の研究により建築基準法に適合するように制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の情報等が必要であることから、履行可能者が製造メーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	昇降機設備保守業務（ダイコー製）	H31. 03. 27	ダイコー (株) 札幌営業所	7, 870, 824	本件は、各駅に設置しているダイコー(株)が製造した昇降機設備の点検、故障対応等を行う保守管理（フルメンテナンス）業務の通年委託である。 業務対象機器であるエレベーターの安全基準及び整備基準は、製造メーカーが独自の研究により建築基準法に適合するように制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の情報等が必要であることから、履行可能者が製造メーカー1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	東豊線防災集中監視装置保守業務	H31. 03. 27	富士通ネットワークソリューションズ (株) 北海道支店	4, 963, 032	本件は、本市の仕様に基づき富士通㈱が設計・製造した防災集中監視装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、製造メーカーが構築した防災集中監視装置を構成する各機器の適正な連携を確保するには、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要である。また、製造メーカーが推奨する適正な作動確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	ボイラー設備保守業務（川重冷熱製）	H31. 03. 27	川重冷熱工業（株） 札幌支店	13, 938, 048	本件は、川重冷熱工業㈱製のボイラー設備の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたってはメーカー占有の情報等が必要であり、他の者では適正な履行が見込めず、履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	本局庁舎ボイラー設備保守業務（川重冷熱製）	H31. 03. 27	川重冷熱工業（株） 札幌支店	3, 830, 544	本件は、本局庁舎に設置している川重冷熱工業㈱製のボイラー設備の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務対象機器であるボイラーの安全基準及び整備基準は、製造メーカーが独自の研究により建築基準法に適合するように制定したものであり、業務の履行にあたってはメーカー占有の情報等が必要であり、履行可能者がメーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	受変電設備保守 (単価契約分含む)	H31. 03. 27	(株) 北海道ジーエス・ユアササービス	307, 951, 286	本件は、本市の仕様に基づき㈱明電舎、㈱東芝、三菱電機㈱、富士電機㈱、㈱日立製作所、㈱G Sユアサの各社が設計・製造した受変電設備の点検、故障対応等を統括的に行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカー占有の設計情報等により、受変電システムを構成する各機器の適正な連携を確保する必要があり、履行可能者は全メーカーと相互協力協定を締結している特定者１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	信号保安装置保守 (単価契約分含む)	H31. 03. 27	札幌日信電子（株）	300, 839, 356	本件は、本市の仕様に基づき日本信号㈱が設計・製造した信号保安装置の保守、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、設備の主体（主体・基盤）部分の保守・故障対応を行うことから、メーカー占有の設計情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	故障監視装置保守（南北線他） （単価契約分含む）	H31. 03. 27	富士通ネットワーク ソリューションズ （株）北海道支店	1, 217, 970	本件は、本市の仕様に基づき富士通㈱が製造した故障監視装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、製造メーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	設備指令システム保守 （単価契約分含む）	H31. 03. 27	富士電機（株）北海道支社	9, 688, 356	本件は、本市の仕様に基づき富士電機㈱が製造した設備指令システムの点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、システムが適正に動作せず、地下鉄の安全運行に支障をきたす恐れがあり、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の設計情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	自動出改札装置保守	H31. 03. 27	札幌日信電子（株）	422, 679, 600	本件は、本市の仕様に基づき日本信号㈱及びレシップ㈱が設計・製造した自動出改札装置の保守、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、業務対象機器が汎用品ではないことから、設備の構造等に関するメーカー占有の知識・情報が必要であり、履行可能者が製造メーカー・日本信号製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社であり、レシップの保守指定会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	パンク検知装置保守整備業務 （単価契約分含む）	H31. 03. 27	富士電機（株）北海道支社	6, 110, 682	本件は、本市の仕様に基づき富士電機㈱が設計・製造したパンク検知装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	南北線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）	H31. 03. 27	札幌交通機械（株）	70, 895, 520	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業㈱が設計・製造した地下鉄車両の車体、台車、艀装、空制等の機械関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、製造メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、製造メーカー占有の知識・情報が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、指定業者に技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関してメーカーから指定を受けた特定者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	車両課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	東西線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）	H31. 03. 27	札幌交通機械（株）	92, 274, 120	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業㈱が設計・製造した地下鉄車両の車体、台車、艀装、空制等の機械関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、製造メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、製造メーカー占有の知識・情報が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、指定業者に技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関してメーカーから指定を受けた特定者 1 者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当）	車両課
業務委託	東豊線車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）	H31. 03. 27	札幌交通機械（株）	62, 665, 920	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業㈱が設計・製造した地下鉄車両の車体、台車、艀装、空制等の機械関係装置について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき重要部・全般検査を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した検査手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがある。また、当該車両はゴムタイヤを採用するなど、製造メーカーが研究開発した技術が多々採用されており、製造メーカー占有の知識・情報が必要であるが、本業務については、メーカーが自社で履行せず、指定業者に技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関してメーカーから指定を受けた特定者 1 者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当）	車両課
業務委託	自動扉保守管理業務（ナブコ製）	H31. 03. 27	ナブコシステム（株）札幌支店	3, 089, 880	本件は、ナブテスコ㈱製の自動扉の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたって、当該自動扉に採用している技術はメーカーが開発した独自技術であり、保守の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器点検に係る特殊工具の操作を必要とする。この特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識意・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの代理店である 1 者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当）	運輸課
業務委託	可動式ホーム柵保守業務（三菱製） （単価契約分含む）	H31. 03. 27	三菱電機プラントエンジニアリング（株）東日本本部北海道支社	87, 298, 560	本件は、本市の仕様に基づき三菱電機㈱が設計・製造した可動式ホーム柵の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、製造メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である 1 者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当）	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	南北線ホーム映像伝送装置保守 (単価契約分含む)	H31. 03. 27	三菱電機プラントエンジニアリング (株) 東日本本部北海道支社	11, 058, 120	本件は、本市の仕様に基づき三菱電機㈱が製造したホーム映像伝送装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が正常に動作しない恐れがあり、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報が必要であり、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	昇降機設備保守業務（日立製）	H31. 03. 28	(株) 日立ビルシステム北海道支社	164, 045, 088	本件は、各駅に設置している㈱日立製作所が製造した昇降機設備の点検、故障対応等を行う保守管理（フルメンテナンス）業務の通年委託である。 業務対象機器であるエレベーター・エスカレーターの安全基準及び整備基準は、製造メーカーが独自の研究により建築基準法に適合するように制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の情報等が必要であることから、履行可能者が製造メーカーのメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	南北線・東豊線昇降機設備保守業務（日本オーチス製）	H31. 03. 28	日本オーチス・エレベータ（株）北海道支店	27, 888, 084	本件は、各駅に設置している日本オーチス・エレベーター㈱が製造した昇降機設備の点検、故障対応等を行う保守管理（フルメンテナンス）業務の通年委託である。 業務対象機器であるエレベーター・エスカレーターの安全基準及び整備基準は、製造メーカーが独自の研究により建築基準法に適合するように制定したものであり、業務の履行にあたっては、メーカー占有の情報等が必要であることから、履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	施設課
業務委託	定期券発行装置保守	H31. 03. 28	東芝自動機器システムサービス（株）	15, 292, 800	本件は、本市の仕様に基づき㈱東芝（現・東芝インフラシステムズ㈱）が設計・製造した定期券発行装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたって、点検・修理後メーカーが推奨する適正な動作確認を行うには、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、業務対象設備が汎用品ではないことから、メーカーから専門技術を受けている者以外の者では知り得ない情報が含まれており、製造メーカーからの専門技術・情報等に関して指導を受けることができる左記業者以外では、的確な業務の遂行及び不測の故障等の即時対応は不可能であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	電気課
業務委託	事務用電子計算機システム運用業務	H31. 03. 28	(株) 日立製作所北海道支社	11, 025, 720	本件は、本市独自の仕様により（株）日立製作所が製造した事務用電子計算機システムの運用業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、製造メーカーの専門的知識及び占有技術が不可欠であり、当該電算システムを熟知し、業務内容に精通した技術者を相当数確保していることが必要であることから、製造メーカーである左記業者でなければ円滑な履行が見込めないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当)	事業推進担当課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	自動扉保守管理業務（フルテック製）	H31. 03. 28	フルテック（株）札幌支店	4, 187, 160	本件は、寺岡オートドア㈱製の自動扉の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたって、当該自動扉に採用している技術はメーカーが開発した独自技術であり、保守の履行にあたっては、自動扉開閉装置の制御器点検に係る特殊工具の操作を必要とする。この特殊工具をメーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、業務対象設備が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識意・情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカーの代理店である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	運輸課
業務委託	事務用電子計算機及び周辺機器の保守業務	H31. 03. 28	（株）日立製作所北海道支社	27, 073, 440	本件は、本市独自の仕様により（株）日立製作所が製造した事務用電子計算機システムの保守業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、製造メーカーの専門的知識及び占有技術が不可欠であり、当該電算システムを熟知し、業務内容に精通した技術者を相当数確保していることが必要であることから、製造メーカーである左記業者でなければ円滑な履行が見込めないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	事業推進担当課
業務委託	地下鉄真駒内駐車場機器運用保守業務	H31. 03. 28	アマノマネジメントサービス（株）	3, 628, 800	本件は、アマノ(株)が製造した駐車場機器の運用保守業務の通年委託である。 当該駐車場機器に係るシステムは、駐車場利用者の問い合わせ対応専用電話及び遠隔操作等の接続先が特定事業者限定されるシステム設計となっている。また、機器の保守についても当該機器に係る専門性を有した事業者は他にいないことから、他の業者が本業務を履行することは事実上不可能であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	営業課
業務委託	乗車料金等搬送及び釣銭準備等業務 (単価契約分含む)	H31. 03. 29	（株）北海道銀行	57, 199, 503	本件は、乗車料の売上金を各駅から回収し、指定金融機関に搬送する業務の通年委託である。 （株）北海道銀行は当局の指定金融機関であり、当局の乗車料金等の収納事務を取り扱っていることから、指定金融機関である同行が乗車料金等を集金することで、当局の口座への入金手数料は発生しないなど業務の効率化を図ることができる。また、同行が構築している集金システムを活用し、現金の運搬から集計、釣銭等の準備、入金までの業務を同行が全て実施することにより、他社では実現できない高度な安全性を確保することができる。これらのことから、同行と契約を締結することが当局にとって最も有利であると認められるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第６号該当）	営業課
業務委託	札幌市交通局出納事務委託業務	H31. 03. 29	（株）北海道銀行	5, 272, 560	本件は、交通局における出納事務の一部（収納及び支出事務）業務の通年委託である。 本業務は、出納業務であることから、地方公営企業法第27条の規定により、履行可能者が指定金融機関である特定者１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	経営計画課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	東車両基地自動回送関連装置保守業務	H31. 03. 29	ホーチキ（株）北海道支社	1, 357, 560	本件は、ホーチキ（株）が製造した自動回送関連装置の保守業務の通年委託である。 本業務の履行にあたって、自動回送関連装置の適正な作動確認を行うには、製造メーカーのみが保有する関連機器との通信システムや設備の構造等に関する詳細な知識に加え、メーカーが設定した作業手順が必要となり、当該設備は汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・技術等が必要であり履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	I Cカードシステム通信ネットワーク保守 (単価契約分含む)	H31. 03. 29	(株) 北海道日立システムズ	12, 963, 240	本件は、本市独自仕様により㈱日立製作所が構築したI Cカードシステム通信ネットワークシステムの点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務の履行にあたって、メーカーが構築したI Cカードシステムの通信ネットワークを構成する各機器の適正な連携を確保するには、メーカーのみが保有する詳細な設計データが必要であり、また、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しない恐れがあり、メーカー占有の知識・情報等を必要とするため、履行可能者が製造メーカーの製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社である１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	電気課
業務委託	本局庁舎自動制御装置保守業務	H31. 03. 29	ジョンソンコントロールズ（株）北海道支店	4, 552, 848	本件は、本局庁舎に設置しているジョンソンコントロールズ㈱が製造した自動制御装置の点検、故障対応等を行う保守管理業務の通年委託である。 業務対象機器である自動制御装置の安全基準及び整備基準は、製造メーカーが独自の研究により建築基準法に適合するように制定したものであり、業務の履行にあたってはメーカー占有の情報等が必要であり、履行可能者が製造メーカー１者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	施設課
業務委託	地下鉄駅業務等	H31. 03. 29	一般財団法人 札幌市交通事業振興公社	3, 489, 156, 000	本件は、交通利用者へのサービス増進に関する業務であり、地下鉄事業に関連する極めて公益性・公共性が高く、当局との密接な連携が不可欠な業務の委託である。 本業務の履行にあたっては、当局の考え方を遵守し、高い専門的知識、人材育成、経験等の特殊性が強く求められ、サービス向上や効率化のための当局の諸施策に起因する状況変化に対しても、柔軟に対応できなければならない。 左記事業者は、本市が全額出資して設立した法人であり、交通事業に関連する業務を広く展開することによって、本市交通事業の健全な発展を図ることを目的としている。 当該業者は、地下鉄の安全・安心な運行のために必要な駅業務経験者のみならず、複雑な料金制度をはじめとする本市交通事業に関する高度な専門知識と豊富な業務経験者を長期間にわたって多数育成し、確保しており、本業務を安定的に遂行し得る唯一の業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号該当）	総務課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	南北線駅等設備保守特注業務 (単価契約)	H31. 03. 13	(株) 第一エンジニアリング	12, 771, 000	本件は、別途発注の駅等設備保守業務に含まれていない予測不能な緊急事態における修繕等の業務の通年委託である。 本業務の対象となる設備機器は、駅等設備保守業務の対象機器であり、双方の履行個所が重複している。両業務を異なる業者が履行した場合、故障及び事故発生時の原因の特定が困難となり、責任の所在を明らかにする必要があることから、履行可能者が当該保守業務契約業者 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	施設課
業務委託	地下鉄車両整備 (蓄電池関係) (単価契約)	H31. 03. 14	(株) 北海道ジーエス・ユアササービス	4, 955, 040	本件は、地下鉄車両用蓄電池の点検及び整備業務の通年委託であり、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、業務履行後の機器の正常稼動に懸念が生じるものである。 業務の履行にあたっては、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報等が必要であり、履行可能者がメーカーグループ会社 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	車両課
業務委託	地下鉄車両保守業務対応 (1) (単価契約)	H31. 03. 14	札幌交通機械 (株)	3, 883, 086	本件は、本市の独自仕様により川崎重工業(株)が設計・製造した地下鉄車両の車体、台車、艤装、空制等の機械関係装置について、緊急修繕等を行う業務の通年委託であり、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、業務履行後の機器の正常稼動に懸念が生じるものである。 業務の履行にあたっては、業務対象機器が汎用品ではないことから、メーカー占有の知識・情報が必要であるが、本業務については、メーカーが指定業者に技術支援を行う業務体制としており、履行可能者が本業務に関してメーカーから指定を受けた特定者 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	車両課
業務委託	地下鉄車両タイヤ作業 (単価契約)	H31. 03. 14	ブリヂストンタイヤジャパン (株) 北海道カンパニー	12, 127, 256	本件は、地下鉄車両用の(株)ブリヂストン製のタイヤの保守及び交換業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、本市地下鉄車両向けにメーカーが独自に開発したタイヤに関する、企業秘密に係る情報・知識・技術等が必要であることから、履行可能者がメーカーグループ会社 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	車両課
業務委託	東西線駅等設備保守特注業務 (単価契約)	H31. 03. 15	札幌施設管理 (株)	12, 109, 500	本件は、別途発注の駅等設備保守業務に含まれていない予測不能な緊急事態における修繕等の業務の通年委託である。 本業務の対象となる設備機器は、駅等設備保守業務の対象機器であり、双方の履行個所が重複している。両業務を異なる業者が履行した場合、故障及び事故発生時の原因の特定が困難となり、責任の所在を明らかにする必要があることから、履行可能者が当該保守業務契約業者 1 者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当)	施設課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	情報利活用設備補修業務 (単価契約)	H31. 03. 15	N E C ネットエスアイ (株) 北海道支店	1, 762, 830	本件は、別途発注の路面電車の「情報地活用設備保守点検業務」により判明した故障等の随時補修、事項等による緊急整備補修を行う業務の通年委託である。 本業務の対象となる設備機器は、情報利活用設備保守点検業務の対象機器であり、双方の履行箇所重複している。両業務を異なる業者が履行した場合、故障及び事故発生時の原因の特定が困難となり、責任の所在を明らかにする必要があることから、履行可能者が当該保守業務契約業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	電気課
業務委託	東豊線駅等設備保守特注業務 (単価契約)	H31. 03. 18	(株) キタデン	7, 306, 200	本件は、別途発注の駅等設備保守業務に含まれていない予測不能な緊急事態における修繕等の業務の通年委託である。 本業務の対象となる設備機器は、駅等設備保守業務の対象機器であり、双方の履行箇所が重複している。両業務を異なる業者が履行した場合、故障及び事故発生時の原因の特定が困難となり、責任の所在を明らかにする必要があることから、履行可能者が当該保守業務契約業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	施設課
業務委託	廃棄物処理 (6) (単価契約)	H31. 03. 18	一般財団法人 札幌市環境事業公社	12, 673, 854	本件は、一般廃棄物の収集運搬を行う業務の通年委託である。 本業務の履行にあたっては、札幌市が一般廃棄物の収集運搬許可業者として唯一指定している当該業者以外では履行することが出来ないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	運輸課
業務委託	南北線車両整備(機械関係) (単価契約)	H31. 03. 26	札幌交通機械 (株)	3, 193, 236	本件は、地下鉄車両の台車の分解整備等を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、車両の運用管理等の観点から、別途発注の車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)の工程内に行う必要があり、双方の履行箇所が重複している。両業務を異なる業者が履行した場合、故障及び事故発生時の原因の特定が困難となり、責任の所在を明らかにする必要があることから、履行可能者が当該検査整備業務契約業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課
業務委託	東西・東豊線車両整備(機械関係) (単価契約)	H31. 03. 26	札幌交通機械 (株)	4, 402, 728	本件は、地下鉄車両の台車の分解整備等を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、車両の運用管理等の観点から、別途発注の車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)の工程内に行う必要があり、双方の履行箇所が重複している。両業務を異なる業者が履行した場合、故障及び事故発生時の原因の特定が困難となり、責任の所在を明らかにする必要があることから、履行可能者が当該検査整備業務契約業者1者に限定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	車両課

随 意 契 約 の 公 表 （交通局分）

区分	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由 (契約の相手方を特定した理由を含む。)	主管課
業務委託	地下鉄車両整備（機械関係） （2）（単価契約）	H31. 03. 26	札幌交通機械（株）	7, 349, 281	本件は、地下鉄車両の空制機器の分解整備等を行う業務の通年委託である。 業務の履行にあたっては、車両の運用管理等の観点から、別途発注の車両重要部・全般検査整備業務（機械関係）の工程内に行う必要があり、双方の履行個所が重複している。両業務を異なる業者が履行した場合、故障及び事故発生時の原因の特定が困難となり、責任の所在を明らかにする必要があることから、履行可能者が当該検査整備業務契約業者 1 者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当）	車両課
業務委託	電車線電力設備補修業務 （単価契約）	H31. 03. 27	親栄電気工事（株）	5, 661, 554	本件は、別途発注の電車線電力設備保守点検整備業務で判明した故障等の随時補修及び事故等の発生に伴う緊急整備補修業務の通年委託である。 本業務の対象となる設備機器は、電車線電力設備保守点検整備業務の対象機器であり、双方の履行個所が重複している。両業務を異なる業者が履行した場合、故障及び事故発生時の原因の特定が困難となり、責任の所在を明らかにする必要があることから、履行可能者が当該保守点検整備業務契約業者 1 者に限定されるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 2 号該当）	電気課